

はかりの定期検査のご案内

特定計量器定期検査

はかりの定期検査を受けましょう

商店、工場、病院、薬局等で使っているはかりは
2年に一度、検査を受けなければなりません。

商品などに表示されている
重さの表示は正確でなければ
なりません。

肉、魚、野菜などの商取引
や病院、薬局等で使用される
証明用のはかりは2年に一度
の定期検査等を受けることに
なっています。

この検査は商品が正確に計
られているかどうかの重要な
目安になりますので、これに
よってそのお店の信用の目安
にもなります。

お客さんはよく見てい
ます。必ず定期検査を受
けるようにしましょう。



定期検査済証印

定期検査対象

対象となる事業所及びはかり

事業所等で取引又は証明に使用しているはかりが対象
になります。

はかりの法律は計量法とい
うものがあります。

計量法では取引又は証明に
使用されるはかりは右記のい
ずれかの証印がついていな
ければなりません。

さらに、このはかりは2年
に一度の定期検査を受けな
ければならないことになっ
ています。

具体的には下記の業種、使
用方法の場合は定期検査の対
象となります。



検定証印



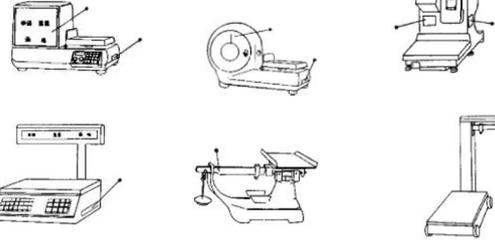
基準適合証印

対象となる事業所及び使用方法

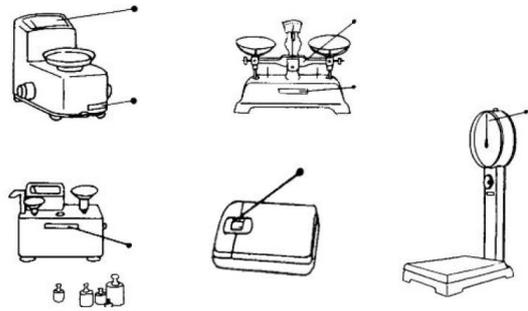
対象業種	対象となる使用方法
小売店・スーパー・ コンビニエンス ストア等	各種商品の計量（値付）、コーヒー豆・ 茶葉・米穀等の計量、宅配物の取次
特別養護老人ホー ム、助産院・病院・ 薬局・教育機関 （小中高大学校、 幼稚園、保育園等）、	健康診断 新生児体重測定用 乳幼児検診 薬剤調合
貴金属商、古物商等	貴金属の計量、商品の売買
古紙等の廃品回収業	回収（買取）のための計量 ポイント等付与のための計量
各種製造業・加工業	原材料受入、製品詰込、内容量表示
飲食店	グラム表示で提供する肉等の計量

定期検査の対象となるはかり

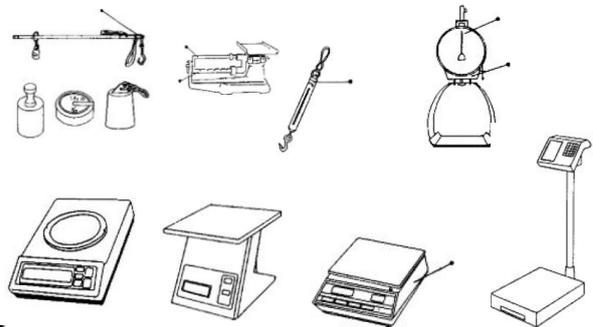
スーパー・商店などに多いはかり



病院・薬局に多いはかり



その他対象となる計量器



定期検査対象外

検査を受けなくてもよい場合

事業者ではかりを使用している検査を受けなく
てもよい場合があります

前述の事業者であっても
取引又は証明に使用され
ない計量器はもちろん定期
検査を受ける必要はありま
せん。

また使用方法については
具体的には右記に該当す
る場合は定期検査を受ける
必要はありません。

使用していないはかりに
ついては同様です。

定期検査を受けなくても 良い場合

- ① 事業所内で内部工程
管理のために使用する
場合
- ② 研究用のはかり
- ③ 目量（はかりの一目
盛）が 10 mg より小さ
いはかり

はかりの定期検査のご案内

定期検査周期

定期検査の検査区域及びその周期

市域を2つ（〒085・〒084）に分けて、それぞれ1年おきに定期検査を行います。

前述のとおり定期検査は2年に一度の周期ですが、具体的には釧路市を2つに分けてそれぞれの区域に所在している事業所に対して一年おきに実施することになっていきます。

区域の分け方は右記のとおり、郵便番号を目安として頂ければ解りやすいと思います。

郵便番号の上3桁が
085の区域
及び阿寒・音別地区

和暦の偶数年
(令和2年・令和4年…)

郵便番号の上3桁が
084の区域

和暦の奇数年
(令和1年・令和3年…)

定期検査等受検方法

はかりの検査を受ける場合には

はかりの検査には釧路市が実施する『定期検査』と民間の計量士が実施する『代検査』があります。

はかりの検査の種類には右記のような『定期検査』と『代検査』の2種類があります。

検査対象のはかりを所有している事業所はこのうちのどちらか1つを受検することになります。

定期検査

計量法に基づいて釧路市が実施します。
受検者は検査をする日時、場所が指定されます。

代検査

民間の計量士が実施します。
定期検査と同等の検査になります。様々なサービスが受けられます。

<ご協力をお願いします>

釧路市では、皆さんに検査場所まで「はかり」をお持ち頂く「集合検査」および担当者が「はかり」の設置事業所を訪問する「所在場所検査」を実施しております。

計画的に検査を実施するために、事前に検査期間を記載した案内文を郵送しています。

業務の都合上、どうしても検査期間内に受検できない場合は、事前にご連絡下さい。

釧路市の定期検査を受検できない場合、代検査による受検をお願いしております。

定期検査手数料

定期検査に係る手数料

定期検査には条例に定める検査手数料がかかります。

定期検査の手数料

1. 電気式で1t以下の非自動はかり

100kg以下	2,200円
100kgを超え250kg以下	2,900円
250kgを超え500kg以下	3,100円
500kgを超え1t以下	4,800円

2. 棒はかり・直線目盛

400円

3. 分銅・おもり

10円

4. 上記以外のはかり（電気式・棒はかり等以外）

100kg以下	800円
100kgを超え250kg以下	1,300円
250kgを超え500kg以下	2,100円

●連絡及びお問い合わせは・・・

釧路市市民環境部市民生活課生活安全担当

住所：〒085-8505

釧路市黒金町7丁目5番地

TEL：0154-31-4521（直通）

お気軽にお問い合わせ下さい。